

資料

○秩父別町防災会議条例

昭和38年1月21日条例第1号

改正

昭和56年3月13日条例第4号

平成12年3月10日条例第8号

平成21年6月24日条例第17号

平成24年9月13日条例第10号

秩父別町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、秩父別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 秩父別町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画を調査審議する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が部内の職員のうちから指命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 深川地区消防組合秩父別消防団長及び秩父別支署長

- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要と認める者
- 6 委員の定数は26名以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事録)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日条例第8号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月13日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

○秩父別町災害対策本部条例

昭和38年1月21日条例第2号

改正

平成12年3月10日条例第8号

平成24年9月13日条例第11号

秩父別町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、秩父別町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月10日条例第8号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第11号）

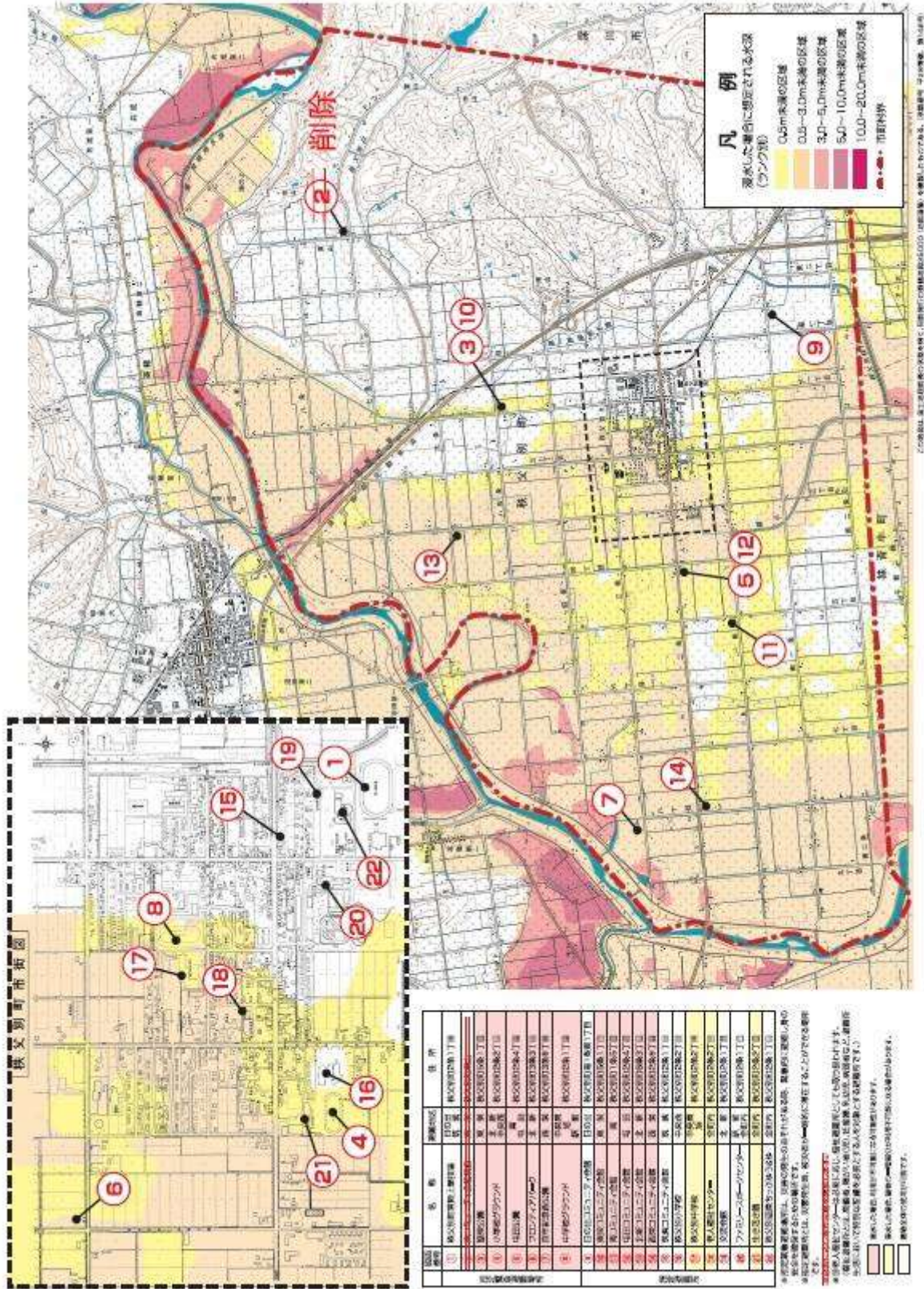
この条例は、公布の日から施行する。

資料

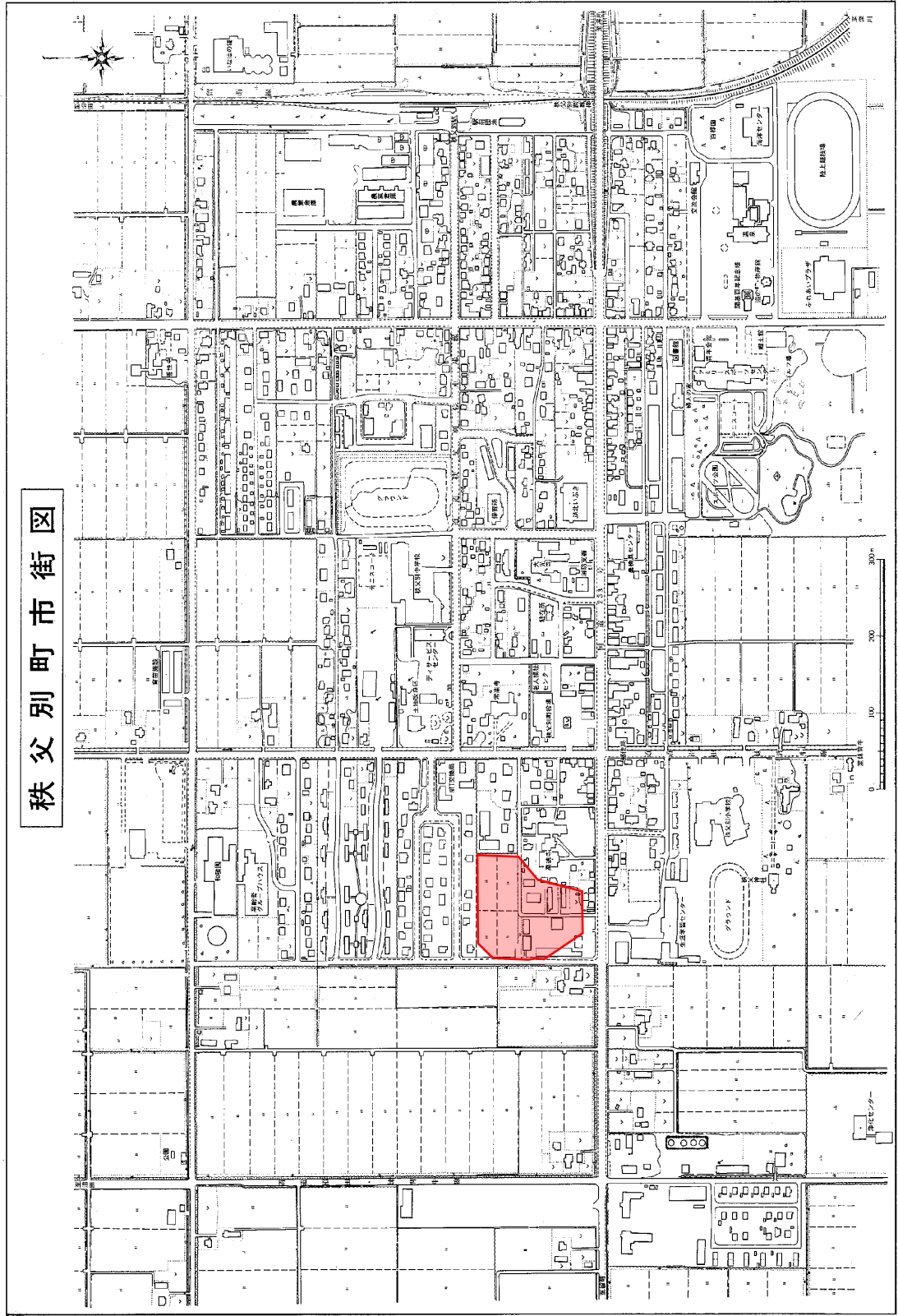
○災害に関する協定等一覧

締結主体	No.	協定の名称	協定相手方	締結年月日	協 定 区 分								
					職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他	
秩父別町 (秩父別町長)	1	緊急時飲料提供ベンダ 設置契約	サントリーフーズ㈱北海道支社	H21.4.13		○							町単独
	1	災害時等における協力体制に関する協定	北進開発株式会社	H31.2.12		○							町単独
	2	秩父別町所管施設等の災害応急対策業務に関する協定	秩父別建設業協会及び協会会員7社 Mz原田・北垣建設・興和建设・寺迫工業 植田工務店・石山建設・高村電気	H25.10.1							○		町単独
	3	北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定	深川医師会	H5.9.1				○					
	4	災害時における燃料の供給等に関する協定	北いぶき農業協同組合及び曽我金物店	H25.3.29		○							町単独
	5	北空知1市4町災害時相互応援協定	深川市、妹背牛町、沼田町、北竜町	H25.12.20	○	○	○	○		○			
	6	災害時における物資等の提供等に関する協定	1市4町と北空知管内民間事業所(12事業所) きたそらち農協、セキカナモノ、㈱カナモト 深川営業所、㈱サッポロドラッグストア、 ㈱サンフドー、㈱ツルハ、㈱ホクレン 商事、㈱丸善三番館、㈱大西呉服店、㈱道 北アークス、北海道産産株式会社北空知営業 所、㈱深川卸売市場	H27.3.25		○	○						
	7	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	1市4町と株式会社共成レンテム深川営業所	H27.3.25		○	○						
	8	災害時における緊急・救援物資の輸送等に関する協定(1市4町と一般社団法人旭川地区トラック協会)	1市4町と一般社団法人旭川地区トラック協会	H27.3.25		○	○						
	9	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	1市4町と空知地方石油協同組合北空知分会	H27.3.25		○	○						
	10	災害時協力協定	1市4町と一般財団法人北海道電気保安協会	H26.5.28							○		
	11	災害対応型児童販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーポラトリング株式会社	H20.3.18		○				○			町単独
	12	災害等の発生時における秩父別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22.8.5		○					○		町単独
	13	災害発生時における秩父別町と秩父別郵便局の協力に関する協定	秩父別郵便局	H26.5.30			○			○			町単独
	14	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定	水道協会(ブロック)	H10.12.1							○		
	15	災害時における応急対策業務に関する協定	道北電気工事業協同組合深川支部	H20.2.21							○		町単独
	16	災害時等における施設使用等に関する協定	秩父別町仏教会	R2.8.25							○		町単独
17	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	R4.1.20	○	○	○	○			○		町単独	
北海道 (道内各市町村)	18	災害時における飲料の供給等に関する協力協定	北海道とサントリーフーズ㈱北海道支社	H20.12.18		○	○						
	19	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道と北海道コカ・コーポラトリング株式会社	H18.12.22		○	○						
	20	災害時における物資の供給等に関する協力協定	北海道と株式会社セイコーマート	H18.12.22		○							
	21	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道と北海道市長会、北海道町村会	H20.6.10		○	○						
	22	災害時の応援に関する協定	北海道 北海道財務局	H26.3.28	○		○		○	○			
	23	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22.5.27	○	○	○				○		
消防組合	24	北海道広域消防相互応援協定	深川地区消防組合管理者とその他市町村及び消防組合管理者	H3.2.13		○				○			

○洪水ハザードマップ



○秩父別町市街地区低地帯箇所



北海道建設株式会社札幌支店
電話 (011) 271-1000

秩父別町役場

○重要水防区域図【札幌開発建設部<石狩川水系雨竜川>平成29年6月現在】

